

經理規程

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合経理規程

第 1 章 総 則

(根拠)

第 1 条 この規程は、規約第 28 条によって定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、この組合のすべての取引を正確・迅速かつ明瞭に経理し、組合の財政状態および経営成績について、真実なる報告を提出する基準を定め、合理的な経営管理に役立たせることを目的とする。

(適用)

第 3 条 この組合の経営事務の処理は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めない事項は組合長が決定する。

(会計年度)

第 4 条 この組合の会年度は 1 年とし、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(帳簿・帳票書類の保管及び保存)

第 5 条 当該会計期間中の帳簿・帳票書類は、参事が保管するものとする。
2 帳簿・帳票書類の保存は、文書規程の定めるところによる。

(変更・廃止)

第 6 条 この規程の変更又は廃止は、理事会で決定する。

第 2 章 取引および帳票

(取引)

第 7 条 この規程で取引とは、この組合の財産に増減変化をもたらす一切の事実をいう。

(帳簿・帳票)

第 8 条 この規程で帳票とは、取引を継続して記録する紙片をいう。
2 帳票の形態は原則として伝票綴、カード、ルーズリーフ(装針)式とする。

(勘定科目)

第9条 この組合の使用する勘定科目は、漁業協同組合の基準勘定科目によるものとする。

2 勘定科目の追加決定、改廃は組合長の承認を経て行う。

(帳票記録原則)

第10条 取引に対しては、すべて伝票を発行し、帳票はこれに基づいて記帳、編綴する。

第3章 会 計

【第1節 金銭】

(金銭会計の範囲)

第11条 この規程で金銭とは、現金および預金をいう。

2 前項の現金には、通貨のほかに小切手、郵便為替等を含む。

3 手形及び有価証券は、金銭に準じて取り扱う。

(現金出納の責任)

第12条 現金の出納は参事が行い、理事がこれを管理する。

(現金の收受)

第13条 現金を収納したときは、参事が検証し、伝票に「収納印」を押すものとする。

(現金の支払)

第14条 現金の支払いは、所定の手続きを経たものにつき、これを行なう。

2 現金の支払は一切の支払いに対し、相手方から適正な領収書、又は証ひょう書類を受け取らなければならない。

3 現金の支払いの際には、伝票及び領収書又は証ひょう書類に「支払済印」を押すものとする。

(現金有高の照合)

第15条 毎日出納締め切り後現金有り高表を作成し、現金出納帳との照合を受けなければならない。

(現金の過不足)

第16条 現金に過不足を生じたときは、遅滞なくその原因を明らかにし、その処置につき、理事の指示を受けなければならない。

(預金の管理)

第17条 預金の出納は、参事が行い、これを管理する。

【第2節 債権・債務】

(債権・債務の範囲)

第18条 この規程で債権とは、貸出金、事業未収金、未収金等をいい、債務とは、貯金、借入金、事業未払金、未払金等をいう。

(債権・債務の処理)

第19条 債権・債務の発生、消滅および増減取引は、理事の承認を経て、これを処理するものとする。

(債権・債務の管理保全)

第20条 参事は、債権・債務の管理保全につき契約条項を順守し、特に必要ある場合は、理事の指示を受けて債権保全措置または債務弁済等の手続きをとるものとする。

(債権の償却)

第21条 貸倒償却を必要とする債権は、理事会の決定を経てこれを処理する。

【第3節 棚卸資産】

(棚卸資産の範囲)

第22条 この規程でいう棚卸資産とは、購買品、販売品、氷、原材料、仕掛品、貯蔵品をいう。

(棚卸資産の過不足)

第23条 棚卸資産につき現品の過不足を生じたときは、参事はすみやかに理事に対し事故報告を行いその指示を受ける。

【第4節 固定資産】

(固定資産の範囲)

第 24 条 この規程で固定資産とは、建物、構築物、船舶、機械装置、車両運搬具、漁網器具、工具器具備品、土地、山林及び建設仮勘定の有形固定資産並びに系統払込み済出資金、系統外払込み済出資金等の外部出資、電話加入権等の無形固定資産をいう。

(固定資産の取得価格)

第 25 条 固定資産の取得価格は、税法上の取得価額に準ずる。

(建設仮勘定)

第 26 条 建物、構築物、船舶、機械装置、車両運搬具等の建設拡張改造並びに据付工事の完成にいたるまでの材料費、労務費及び諸経費あるいは請負工事の内払金は建物仮勘定をもって処理し、工事が完成したのちに当該固定資産に振替える。ただし、当該建設工事の完工以前であっても、その一部が完成し使用に供し得るときは、その完成部分をもって振替え計上するものとする。

(固定資産の管理)

第 27 条 固定資産の取得及び維持管理は理事が所轄する。

(修繕及び改良)

第 28 条 固定資産の修繕及び改良に支出した費用については、税法上の規定に準じ、修繕費または資本的支出として処理する。

(固定資産の除却、売却または賃貸)

第 29 条 固定資産の除却、売却または賃貸を行うときは、所定の手続きを得てこれを行なう。

第 4 章 決 算

(期末修正)

第 30 条 期末における主な修正事項として、つぎの手続きを行なう。

- (1) 有価証券の評価
- (2) 棚卸資産の評価
- (3) 固定資産の減価償却
- (4) 繰延資産の償却
- (5) 貸倒引当金の設定
- (6) 退職給付引当金の設定

- (7) 損益に関する修正
- (8) 債権、債務の勘定の整理

(有価証券の評価)

第 31 条 有価証券の評価は取得原価による。ただし、時価が取得原価より安いときは、その時価によって評価する。

- 2 有価証券の評価については、棚卸資産に準じて明細票を作成する。

(棚卸資産の評価及び棚卸)

第 32 条 棚卸資産の評価方法は低価法による。

(有形固定資産の減価償却)

第 33 条 有形固定資産の減価償却額は間接償却法による。

- 2 有形固定資産の減価償却は定率法とする。
- 3 耐用年数は、原則として大蔵省令に定める固定資産耐用年数表によるものとする。

(無形固定資産の償却)

第 34 条 無形固定資産の償却は、直接（間接）償却法による。

- 2 耐用年数は、原則として大蔵省令に定める固定資産耐用年数表によるものとする。

(繰延資産の償却)

第 35 条 繰延資産の償却は、直接償却法による。

(貸倒引当金の設定)

第 36 条 貸出金、事業未収金、受取手形、その他これに準じる債権に対し、法人税法の定める範囲で貸倒引当金を計上する。

(債権償却特別勘定の設定)

第 37 条 貸出金、事業未収金、受取手形その他これに準じる債務のうち固定化したものについて、必要と認めた場合は財務の健全化のため、法人税法の定める範囲で債権償却特別勘定を計上する。

(退職給付引当金の設定)

第 38 条 退職給付引当金は、退職給付規程の定めるところにより、こ

れを計上する。

（遭難救助引当金の設定）

第 39 条 遭難救助引当金は、遭難救助規程に定めるところにより、これを計上する。

（損益に関する修正）

第 40 条 損益の繰延（前払費用、前受収益）及び損益の見越（未収収益、未払費用）は、これを正確に修正する。ただし、未実現利益は原則として当期の損益に計上しない。

（仮勘定の整理）

第 41 条 仮払金、仮受金及びその他の未決算勘定は、決算においてそれぞれの性質を示す適当な勘定科目で表示するものとする。

第 5 章 財務諸表

（財務諸表の種類）

第 42 条 この組合で作成する財務諸表は次のとおりとし、その様式は、漁業協同組合の業務報告書の基準様式によるものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 貸借対照表附属明細書
- (4) 損益計算書
- (5) 損益計算書附属明細書
- (6) 剰余金処分案又は損失処理案

附則

この規程は、平成 18 年 2 月 8 日から施行する。